『第4版 会社法定款事例集』第2刷発行にあたって

2022年9月1日

日本加除出版株式会社

- 1)会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)による改正後の会社法のうち、株主総会資料の電子提供措置に関する制度に係る規定(会社法第325条の2から第325条の7まで)が2022年9月1日に施行されました。
- 2) 公証人手数料令の一部を改正する政令(令和3年政令第328号)により、会社の定款認証手数料(公証人手数料令第35条)が、2022年1月1日より改定されました。

上記2点を踏まえ、第2刷発行にあたって下記の加筆・修正を行いましたので、お知らせさせていただきます。

①161頁 文例〈C〉

第1刷

(電子提供措置のみ記載した場合 (C))

(電子提供措置)

第○条 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に規定する電子提供措置をとる。

第2刷

(書面交付請求への対応を定める場合 (C))

(電子提供措置)

- 第○条 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に規定する電子提供措置をとる。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるもの の全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求し た株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

②161頁 下から5行目以降

第1刷

「・・・EDINETに掲載することで足りる(会社325条の3第3項)。」 第2刷

「・・・EDINETに掲載することで足りる(会社325条の3第3項)。 子提供措置」を採用する場合、株主は電子提供措置の事項について書面の交付を請求することができる(会社325条の5第1項)。ただし、その 交付書面に記載すべき事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部を省略することができる(同条3項)。省略するためには定款の定めが必要であり、その例が〈C〉である。」

③22頁 9行目以降

第1刷

「公証人の定款認証手数料は、・・・必要とされていない。」

第2刷

「公証人の定款認証手数料は、令和4年1月1日から改められ、設立する会社の定款記載の資本金の額(記載なきときは設立に際して出資される財産の額)に応じ、資本金が100万円未満の場合は3万円、100万円以上300万円未満の場合は4万円、その他の場合は5万円である(公証人手数料令35条)。他に、謄本作成手数料として1枚250円が必要である(認証文も同様に計算する。)。また、印紙税として収入印紙4万円分が必要である(印紙税法別表第一の六)。なお、電子定款については印紙は必要とされていない。」

④74頁 10行目

第1刷

「・・・5万円」

第2刷

「・・・3万円~5万円」